

別添

労審発第600号

平成23年1月31日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



求職者支援制度について（建議）

本審議会は、標記について検討を行った結果、下記のとおりの結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別添1「記」及び別添2のとおり。